

一般事業主行動計画

おのみちバス株式会社

「次世代育成支援対策推進法」ならびに「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

- ① 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
- ② 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
- ③ 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

3. 目標・取組内容・実施時期

【目標1】育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 [次]

《取組内容・実施時期》

令和4年4月より、男性の育児休業を取得促進するため、「育児・介護休業規程」を事業所内の見えやすいところに備え付け周知するとともに、「子の看護休暇」の取得方法をよりわかりやすくするため、申請用紙を事業所内の見えやすい場所に備え付ける。

【目標2】育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知 [次]

《取組内容・実施期間》

令和4年4月より、関係法令、諸制度についてのリーフレットや「育児・介護休業規程」を事業所の見えやすい場所に備え付け周知する。

【目標3】管理職・管理職候補における女性労働者の割合向上 [女]

《取組内容・実施期間》

令和4年4月より計画期間中に、係長以上の役職における女性労働者の割合を30%以上とする。(令和3年3月現在：20%)

【目標4】従業員全体の年次有給休暇取得率向上 [女]

《取組内容・実施期間》

令和4年4月から計画期間中に、各部署の年次有給休暇取得状況を半期毎に確認し、取得の促進を図り、年次有給休暇取得率を5%以上向上させる。

(令和3年3月現在：66%)

[次]：次世代育成支援対策推進法に基づく計画

[女]：女性活躍推進法に基づく計画